



板倉町揚舟運航条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年9月/3日

板倉町長

板倉町条例第16号

板倉町揚舟運航条例の一部を改正する条例

板倉町揚舟運航条例（平成17年板倉町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

区分	利用料（1回につき）
大人（中学生以上）	1,000円
小人（小学生以下）	500円

第4条第2項中「次に掲げる者」を「町長が特に認めた者」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。